

平成29年12月21日  
保険局医療課医療指導監査室  
(担当・内線) 室長補佐 植松(3286)  
室長補佐 早坂(3286)  
(代表電話) 03(5253)1111  
(直通電話) 03(3595)2578

報道関係者 各位

## 平成28年度における保険医療機関等の 指導・監査等の実施状況について(概況)

### 1 指導・監査等の実施件数

個別指導	4,523件	(対前年度比	120件増)
新規個別指導	6,173件	(対前年度比	322件減)
適時調査	3,363件	(対前年度比	801件増)
監査	74件	(対前年度比	16件減)

### 2 取消等の状況

保険医療機関等	27件	(対前年度比	10件減)
(内訳) 指定取消	: 17件	(対前年度比	2件増)
指定取消相当	: 10件	(対前年度比	12件減)
保険医等	21人	(対前年度比	5人減)
(内訳) 登録取消	: 19人	(対前年度比	3人減)
登録取消相当	: 2人	(対前年度比	2人減)

#### 特徴等

- ・ 保険医療機関等の指定取消処分(指定取消相当を含む。)の原因(不正内容)を見ると、不正請求(架空請求、付増請求、振替請求、二重請求)がそのほとんどを占めている。
- ・ 指定取消処分(指定取消相当を含む。)に係る端緒としては、保険者、医療機関従事者等、医療費通知に基づく被保険者等からの通報が18件と取消(指定取消相当を含む。)件数の過半数を占めている。

### 3 返還金額

保険医療機関等から返還を求めた額は、約89億円(対前年度比約35億4千万円減)  
(内訳)

- ・ 指導による返還分 : 約40億9千万円(対前年度比 約4億2千万円減)
- ・ 適時調査による返還分 : 約43億6千万円(対前年度比 約32億7千万円減)
- ・ 監査による返還分 : 約4億5千万円(対前年度比 約1億5千万円増)

#### <保険診療における指導・監査HP>

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuhoken/shidou\\_kansa.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/shidou_kansa.html)

## 平成28年度における保険医療機関等の指導・監査等の実施状況

### 1. 指導の実施状況

#### (1) 個別指導

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	1,601件	1,324件	1,598件	4,523件
保 険 医 等	4,986人	1,979人	2,326人	9,291人

#### (2) 新規個別指導

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	2,154件	1,599件	2,420件	6,173件
保 険 医 等	2,918人	1,613人	2,880人	7,411人

#### (3) 集団的個別指導

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	4,630件	4,920件	4,130件	13,680件

### 2. 適時調査の実施状況

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	3,356件	7件	0件	3,363件

### 3. 監査の実施状況

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	28件	39件	7件	74件
保 険 医 等	103人	120人	40人	263人

### 4. 保険医療機関等の指定取消等及び保険医等の登録取消等の状況

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計	
保険医療機関等	指 定 取 消	3件	13件	1件	17件
	指 定 取 消 相 当	5件	5件	0件	10件
	計	8件	18件	1件	27件
保 険 医 等	登 録 取 消	5人	13人	1人	19人
	登 録 取 消 相 当	1人	1人	0人	2人
	計	6人	14人	1人	21人

### 5. 保険医療機関等の指定取消等に係る端緒

- (1) 保険者等からの情報提供 18件（保険者、医療機関従事者等、医療費通知に基づく被保険者等）
- (2) その他 9件

### 6. 返還金額の状況

返還金額は、88億9535万円であった。

- ・ 指導による返還分 40億8898万円
- ・ 適時調査による返還分 43億5931万円
- ・ 監査による返還分 4億4705万円

7. 指導・監査等の実施状況等の年度推移

区分	保険医療機関等 (単位:件)					保険医等 (単位:人)						
	年度	24	25	26	27	28	年度	24	25	26	27	28
個別指導	医科	1,553	1,563	1,604	1,566	1,601	医師	5,074	8,166	7,797	4,287	4,986
	歯科	1,358	1,400	1,365	1,331	1,324	歯科医師	1,854	2,126	2,196	1,845	1,979
	薬局	1,391	1,437	1,497	1,506	1,598	薬剤師	2,245	1,905	2,073	2,143	2,326
	計	4,302	4,400	4,466	4,403	4,523	計	9,173	12,197	12,066	8,275	9,291
新規個別指導	医科	2,205	2,104	2,097	2,170	2,154	医師	2,939	2,475	2,355	2,666	2,918
	歯科	1,522	1,557	1,623	1,709	1,599	歯科医師	1,921	1,822	1,916	1,847	1,613
	薬局	2,376	2,509	2,798	2,616	2,420	薬剤師	3,588	3,383	3,538	3,430	2,880
	計	6,103	6,170	6,518	6,495	6,173	計	8,448	7,680	7,809	7,943	7,411
集個別指導	医科	4,565	4,499	4,170	4,305	4,630						
	歯科	5,085	5,003	5,058	5,002	4,920						
	薬局	3,702	3,967	3,851	3,928	4,130						
	計	13,352	13,469	13,079	13,235	13,680						
適時調査	医科	2,217	2,453	2,346	2,561	3,356						
	歯科	22	12	0	0	7						
	薬局	170	43	1	1	0						
	計	2,409	2,508	2,347	2,562	3,363						
監査	医科	53	37	35	37	28	医師	147	101	112	78	103
	歯科	35	47	45	45	39	歯科医師	78	98	148	81	120
	薬局	9	10	7	8	7	薬剤師	17	33	32	22	40
	計	97	94	87	90	74	計	242	232	292	181	263
取消 (取消相当含む)	医科	42	37	15	10	8	医師	12	9	8	7	6
	歯科	22	21	19	26	18	歯科医師	24	16	14	18	14
	薬局	8	1	7	1	1	薬剤師	6	1	8	1	1
	計	72	59	41	37	27	計	42	26	30	26	21

取消の端緒	年度	取消保険医療機関等数 (単位:件)				
		24	25	26	27	28
保険者等からの情報提供		38	30	25	20	18
その他		34	29	16	17	9
合計		72	59	41	37	27

年度	返 還 金 額 (単位:万円)				対前年度比増▲減
	指導によるもの	適時調査によるもの	監査によるもの	合計	
24	405,599	722,491	175,799	1,303,890	—
25	341,903	617,508	501,756	1,461,167	157,277
26	413,453	651,527	267,397	1,332,377	▲128,790
27	451,089	763,351	29,297	1,243,737	▲88,640
28	408,898	435,931	44,705	889,535	▲354,202

## 8. 保険医療機関等の指導・監査等の実施状況（都道府県別）

都道府県	個別指導				新規個別指導				集团的個別指導				適時調査				監査			
	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計
01 北海道	64	30	36	130	43	44	31	118	180	238	179	597	234	1	0	235	1	1	0	2
02 青森	21	26	24	71	19	15	23	57	39	40	48	127	56	0	0	56	1	0	0	1
03 岩手	19	25	23	67	14	12	15	41	24	51	43	118	51	0	0	51	0	1	0	1
04 宮城	33	25	44	102	36	36	59	131	64	81	85	230	77	0	0	77	0	1	0	1
05 秋田	23	18	21	62	15	8	13	36	29	31	43	103	42	0	0	42	0	0	1	1
06 山形	24	21	22	67	15	10	27	52	38	36	41	115	48	0	0	48	1	1	0	2
07 福島	26	38	35	99	21	13	27	61	41	71	65	177	70	0	0	70	0	1	0	1
08 茨城	37	34	45	116	31	31	32	94	72	87	86	245	62	0	0	62	0	0	1	1
09 栃木	40	36	26	102	25	14	34	73	58	72	62	192	55	0	0	55	0	0	0	0
10 群馬	37	34	32	103	24	13	53	90	75	57	57	189	66	0	0	66	1	0	0	1
11 埼玉	86	83	80	249	119	113	137	369	162	215	195	572	86	0	0	86	0	0	0	0
12 千葉	64	73	70	207	96	79	119	294	167	250	168	585	100	0	0	100	0	3	0	3
13 東京	85	33	122	240	355	269	308	932	565	794	466	1,825	160	2	0	162	8	10	0	18
14 神奈川	69	63	106	238	190	143	256	589	315	278	257	850	89	0	0	89	1	1	0	2
15 新潟	26	19	43	88	24	23	53	100	73	95	77	245	66	0	0	66	0	2	0	2
16 山梨	17	16	14	47	13	9	17	39	20	34	31	85	32	0	0	32	0	0	0	0
17 長野	41	38	35	114	25	32	38	95	72	55	41	168	66	0	0	66	0	1	0	1
18 富山	19	17	16	52	12	10	24	46	22	37	32	91	59	0	0	59	0	0	0	0
19 石川	13	19	18	50	16	8	35	59	27	38	38	103	76	0	0	76	0	0	0	0
20 岐阜	14	38	14	66	23	30	37	90	74	59	73	206	51	1	0	52	3	0	3	6
21 静岡	38	34	47	119	53	41	74	168	113	141	131	385	60	0	0	60	0	1	0	1
22 愛知	56	64	103	223	128	81	122	331	227	293	229	749	84	0	0	84	0	1	0	1
23 三重	25	28	27	80	15	12	33	60	55	50	59	164	60	0	0	60	0	0	0	0
24 福井	13	12	11	36	7	3	9	19	27	19	20	66	38	0	0	38	0	0	0	0
25 滋賀	23	14	21	58	25	9	16	50	40	34	31	105	33	0	0	33	0	1	0	1
26 京都	18	19	36	73	52	23	46	121	129	104	44	277	75	0	0	75	0	0	0	0
27 大阪	45	44	26	115	210	130	155	495	539	433	295	1,267	131	1	0	132	2	4	0	6
28 兵庫	44	28	25	97	95	74	83	252	276	240	191	707	88	1	0	89	2	1	1	4
29 奈良	31	24	19	74	24	17	18	59	55	36	38	129	41	0	0	41	1	0	0	1
30 和歌山	25	19	17	61	13	11	15	39	49	44	27	120	43	0	0	43	0	0	0	0
31 鳥取	11	8	11	30	6	6	14	26	23	21	20	64	31	0	0	31	0	0	0	0
32 島根	18	11	12	41	11	6	18	35	24	22	24	70	32	0	0	32	0	0	0	0
33 岡山	40	8	29	77	27	19	47	93	49	0	58	107	71	1	0	72	1	0	0	1
34 広島	43	9	57	109	54	39	38	131	116	115	114	345	78	0	0	78	1	1	1	3
35 山口	44	26	31	101	21	10	17	48	36	55	61	152	75	0	0	75	1	0	0	1
36 徳島	19	18	16	53	9	7	15	31	38	31	31	100	57	0	0	57	0	2	0	2
37 香川	29	20	21	70	16	10	19	45	32	20	40	92	47	0	0	47	1	1	0	2
38 愛媛	38	29	23	90	13	14	26	53	65	43	42	150	72	0	0	72	0	0	0	0
39 高知	21	15	14	50	8	8	26	42	25	29	21	75	66	0	0	66	0	1	0	1
40 福岡	53	51	72	176	110	77	124	311	238	240	213	691	130	0	0	130	2	2	0	4
41 佐賀	20	17	19	56	18	11	14	43	38	34	40	112	74	0	0	74	0	0	0	0
42 長崎	48	31	28	107	18	11	17	46	65	56	56	177	77	0	0	77	1	0	0	1
43 熊本	20	12	8	40	16	18	32	66	69	64	63	196	50	0	0	50	0	0	0	0
44 大分	27	22	21	70	17	11	17	45	44	44	42	130	78	0	0	78	0	0	0	0
45 宮崎	31	19	22	72	22	7	29	58	37	32	44	113	76	0	0	76	0	0	0	0
46 鹿児島	30	34	35	99	19	17	27	63	58	68	67	193	85	0	0	85	0	1	0	1
47 沖縄	33	22	21	76	31	15	31	77	46	33	42	121	58	0	0	58	0	1	0	1
合計	1,601	1,324	1,598	4,523	2,154	1,599	2,420	6,173	4,630	4,920	4,130	13,680	3,356	7	0	3,363	28	39	7	74

## 9. 保険医療機関等取消等状況

都道府県名	保 険 医 療 機 関 等					保 険 医 等																															
	名 称	区分	指定取消年月日 ( ) は取消相当	返還額	主な事故内容	氏 名	登録取消年月日 ( ) は取消相当																														
1 北海道	時計台内科クリニック	医	H28. 8. 1	8,204千円	架空請求、付増請求、 その他の請求	吉田 隆雄	H28. 8. 1																														
2 北海道	北蓉歯科クリニック	歯	H28. 12. 26	2,168千円	架空請求、付増請求、 振替請求、二重請求、 その他の請求	田村 友彦	H28. 12. 26																														
3 岩 手	おがわ歯科	歯	H29. 3. 24	精査中	付増請求、振替請求、 その他の請求	小川 雅之	H29. 3. 24																														
4 山 形	かきざき歯科医院	歯	H28. 8. 10	精査中	付増請求、振替請求、 その他の請求	柿崎 勝幸	H28. 8. 10																														
5 福 島	小宅歯科医院 (H27. 9. 14廃止)	歯	(H28. 8. 5)	5,834千円	付増請求、振替請求、 その他の請求	小宅 憲一 (H27. 10. 15登録抹消)	(H28. 8. 5)																														
6 栃 木	ラパーク歯科 (H27. 3. 31廃止)	歯	(H28. 12. 23)	1,687千円	架空請求、付増請求、 振替請求	—	—																														
7 群 馬	松田歯科医院	歯	H28. 12. 23	精査中	付増請求、振替請求、 その他の請求	松田 光司	H28. 12. 23																														
8 東 京	石塚医院 (H26. 8. 31廃止)	医	(H28. 10. 21)	精査中	架空請求、付増請求	—	—																														
9 東 京	床鍋診療所 (H27. 6. 30廃止)	医	(H29. 2. 17)	精査中	付増請求、振替請求、 二重請求、その他の請求	—	—																														
10 東 京	医療法人社団 IDC国際歯科クリニック (H25. 1. 31廃止)	歯	(H28. 6. 17)	2,485千円	架空請求、付増請求、 二重請求	小松 賢一	H28. 6. 17																														
11 東 京	医療法人社団 桜栄会 八王子歯科室	歯	H28. 6. 17	精査中	付増請求、振替請求、 その他の請求	—	—																														
12 東 京	内田歯科	歯	H29. 2. 17	精査中	振替請求、付増請求、 その他の請求	内田 成一	H29. 2. 17																														
13 愛 知	伊藤医院 (H28. 3. 31廃止)	医	(H28. 12. 15)	7,490千円	その他の請求	伊藤 啓志 (H28. 10. 10登録抹消)	(H28. 12. 15)																														
14 大 阪	大里内科 (H27. 3. 31廃止)	医	(H28. 6. 27)	3,636千円	架空請求、付増請求、 振替請求、二重請求、 その他の請求	大里 修一郎	H28. 6. 27																														
15 大 阪	医療法人八上外科・胃腸科	医	H28. 9. 19	精査中	付増請求、振替請求	八上 彪	H28. 9. 19																														
16 大 阪	医療法人開成会 ハンモトデンタルオフィス忠岡分院 (H28. 6. 30廃止)	歯	(H28. 7. 4)	1,611千円	付増請求、振替請求、 その他の請求	橋本 英敏	H28. 7. 4																														
17 大 阪	医療法人恵英会 江坂中央歯科室	歯	H28. 7. 4	44,771千円	架空請求、付増請求、 振替請求、その他の請求	松梨 英彦	H28. 7. 4																														
18 兵 庫	日山クリニック (H29. 3. 9廃止)	医	(H29. 3. 28)	22,102千円	その他の請求	日山 憲一	H29. 3. 28																														
19 兵 庫	医療法人社団終和会 三木デンタルクリニック (H25. 8. 26廃止)	歯	(H28. 8. 8)	精査中	その他の請求	—	—																														
20 兵 庫	医療法人社団終和会 明石デンタルクリニック	歯	H28. 8. 15	精査中	その他の請求	—	—																														
22 徳 島	大塚歯科医院	歯	H28. 9. 3	3,482千円	付増請求、振替請求、 二重請求、その他の請求	大塚 雄二	H28. 9. 3																														
21 香 川	おおいに歯科クリニック	歯	H28. 4. 1	精査中	付増請求、その他の請求	大西 浩司	H28. 4. 1																														
23 福 岡	勝田歯科医院	歯	H28. 7. 28	精査中	付増請求、振替請求、 架空請求、その他の請求	勝田 高史	H28. 7. 28																														
24 長 崎	田崎医院	医	H28. 5. 19	精査中	架空請求、付増請求	田崎 浩一	H28. 5. 19																														
25 大 分	豊島歯科医院	歯	H29. 3. 6	精査中	付増請求、振替請求、 二重請求、その他の請求	豊島 達也	H29. 3. 6																														
26 宮 崎	はまゆう薬局	薬	H28. 7. 28	精査中	その他の請求	廣瀬 彰	H28. 7. 28																														
27 鹿児島	まりふ歯科クリニック	歯	H28. 5. 19	829千円	振替請求、その他の請求	原園 俊郎	H28. 5. 19																														
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">○保険医療機関等</td> <td style="width: 10%;">指定取消</td> <td style="width: 10%;">指定取消相当</td> <td style="width: 25%;">○保険医等</td> <td style="width: 10%;">登録取消</td> <td style="width: 10%;">登録取消相当</td> </tr> <tr> <td>医 科</td> <td>3件</td> <td>5件</td> <td>医 師</td> <td>5人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>歯 科</td> <td>13件</td> <td>5件</td> <td>歯 科 医 師</td> <td>13人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>薬 局</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>薬 剤 師</td> <td>1人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>17件</td> <td>10件</td> <td>計</td> <td>19人</td> <td>2人</td> </tr> </table>								○保険医療機関等	指定取消	指定取消相当	○保険医等	登録取消	登録取消相当	医 科	3件	5件	医 師	5人	1人	歯 科	13件	5件	歯 科 医 師	13人	1人	薬 局	1件	0件	薬 剤 師	1人	0人	計	17件	10件	計	19人	2人
○保険医療機関等	指定取消	指定取消相当	○保険医等	登録取消	登録取消相当																																
医 科	3件	5件	医 師	5人	1人																																
歯 科	13件	5件	歯 科 医 師	13人	1人																																
薬 局	1件	0件	薬 剤 師	1人	0人																																
計	17件	10件	計	19人	2人																																

※ 返還額は、平成29年10月末現在のものである。

## 10. 保険医療機関等の取消等に係る主な事例

### 【医科】

保険医療機関等名	(北海道) 時計台内科クリニック 【平成 28 年 8 月 1 日 指定取消】
不正の区分	架空請求、付増請求、その他の請求 (返還金額 8,204 千円)
不正の内容等	<p>1. 監査に至った経緯 個別指導を実施したところ、診療録と診療報酬明細書に診療実日数、薬剤、検査等の不一致が多数見られた。開設者にこれらの説明を求めたところ、診療報酬を不正に請求していたことを認める旨の説明があり、不正な診療報酬の請求が疑われたことから個別指導を中止し、監査を実施した。</p> <p>2. 監査結果 ・実際には行っていない保険診療を行ったように装って、診療報酬を不正に請求していた。 ・実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。 ・保険診療と認められないものを、保険診療を行ったように装って、診療報酬を不正に請求していた。</p> <p>3. 処分等 平成 28 年 8 月 1 日 保険医療機関の指定取消、保険医の登録取消</p>

### 【歯科】

保険医療機関等名	(大阪府) 医療法人恵英会 江坂中央歯科 【平成 28 年 7 月 4 日 指定取消】
不正の区分	架空請求、付増請求、振替請求、その他の請求 (返還金額 44,771 千円)
不正の内容等	<p>1. 監査に至った経緯 個別指導を実施したところ、画像診断の診療報酬が請求されているにもかかわらず、エックス線フィルムがないことなど、診療報酬を不正に請求していたことを認めたが、具体的な不正の事実が確認できなかったことから個別指導を中断。再開した個別指導において、改めて診療報酬を不正に請求していたことを認めたため、個別指導を中止し、監査を実施した。</p> <p>2. 監査結果 ・実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。 ・実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。 ・実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。 ・保険診療と認められないものを、保険診療を行ったように装って、診療報酬を不正に請求していた。</p> <p>3. 処分等 平成 28 年 7 月 4 日 保険医療機関の指定取消、保険医の登録取消</p>

## (用語解説)

### I 全般的事項

#### 1 保険医療機関等

保険医療機関及び保険薬局の総称。医療機関または薬局の申請に基づき、地方厚生(支)局長が指定する。指定を受けることにより、いわゆる保険診療(保険調剤を含む。以下同じ。)を提供できることとなる。

#### 2 保険医等

保険医及び保険薬剤師の総称。医師、歯科医師または薬剤師の申請に基づき、地方厚生(支)局長が登録する。登録を受けることにより、いわゆる保険診療に従事できることとなる。

#### 3 不正請求

診療報酬(調剤報酬を含む。以下同じ。)の請求のうち、詐欺や不法行為に当たるもの。架空請求、付増請求、振替請求、二重請求、その他の請求に区分される。

##### ① 架空請求

実際に診療(調剤を含む。以下同じ。)を行っていない者につき診療をしたごとく請求すること。診療が継続している者であっても当該診療月に診療行為がないにもかかわらず請求を行った場合、当該診療月分については架空請求となる。

##### ② 付増請求

診療行為の回数(日数)、数量、内容等を実際に行ったものより多く請求すること。

##### ③ 振替請求

実際に行った診療内容を保険点数の高い他の診療内容に振り替えて請求すること。

##### ④ 二重請求

自費診療を行って患者から費用を受領しているにもかかわらず、保険でも診療報酬を請求すること。

##### ⑤ その他の請求

a 医師数、看護師数等が医療法の標準数を満たしていないにもかかわらず、入院基本料を減額せずに請求した場合

b 入院患者数の平均が基準以上であるにもかかわらず、入院基本料を減額せずに請求した場合

c 施設基準の要件を満たしていないにもかかわらず、虚偽の届出を行った場合

d 保険診療と認められないものを請求した場合(患者の依頼のない往診、健康診断、無診察投薬、自己診療等)等。

#### 4 不当請求

診療報酬の請求のうち、算定要件を満たしていない等、その妥当性を欠くもの。

例:「指導の要点」を診療録(カルテ)に記載することを条件に算定が認められている診療報酬について、カルテに指導の要点を記載していない。

#### 5 返還金額

個別指導、新規個別指導、適時調査または監査の結果、不正請求または不当請求が確認された場合に、同様の事故について保険医療機関等において自己点検のうえ地方厚生(支)局に提出した返還同意書に記載された金額。

本資料における返還金額は、指導に関するものであれば、平成28年度及び平成27年度以前に個別指導または新規個別指導を行ったもののうち、保険医療機関等が実施した自己点検結果について、平成28年度中に地方厚生(支)局において返還金関係書類を保険者に通知したもの。

## II 指導関係

### 1 指導

保険医療機関等、保険医等に対して、保険診療・保険調剤の質的向上及び適正化を図ることを目的として、療養担当規則等に定められている診療方針、診療報酬・調剤報酬の請求方法、保険医療の事務取扱等について周知徹底する。(健康保険法第73条等)

実施対象や方法等により集団指導、集団的個別指導、個別指導に分類される。

### 2 個別指導

指導の一類型であり、地方厚生(支)局及び都道府県が指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて又は当該保険医療機関等において個別に面接懇談方式により行う。なお、個別指導にはこのほか、厚生労働省が主体となって実施する(特定)共同指導がある。

なお、指導完了後、その内容に応じ、必要な措置(概ね妥当・経過観察・再指導・要監査)が採られる。

### 3 新規個別指導

個別指導のうち、新たに指定された保険医療機関等を対象として行われるもの。

### 4 集団的個別指導

指導の一類型であり、地方厚生(支)局及び都道府県が共同で指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて個別に簡便な面接懇談方式により行う。

## III 適時調査関係

### 1 施設基準

一定の人員要件や設備要件を充足している場合に、地方厚生(支)局長へ所定の届出を行うことにより、診療報酬の算定において通常よりも高い点数が算定可能となるもの。具体的には、看護師の配置を手厚くすることにより算定が認められる入院基本料等、約400種類の施設基準がある。

### 2 適時調査

施設基準を届け出ている保険医療機関等について、地方厚生(支)局が当該保険医療機関等に直接赴いて、届け出られている施設基準の充足状況を確認するために行う調査。

## IV 監査関係

### 1 監査

保険医療機関等の診療内容又は診療報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握するために行う(健康保険法第78条等)

なお、監査完了後、確認された事実に応じ、必要な措置(取消処分・戒告・注意)が採られる。本資料における監査件数(人数)は、平成28年度中に1回以上、監査を実施した保険医療機関等(保険医等)の件数(人数)を計上している。

### 2 取消

監査後に採られる行政上の措置の一つ。保険医療機関等の指定取消処分及び保険医等の登録取消処分のことであり、次のいずれかに該当する場合に取消処分の対象となる。

- ① 故意に不正又は不当な診療を行った場合
- ② 故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行った場合
- ③ 重大な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行った場合
- ④ 重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行った場合

取消処分を受けると、その旨が公表されるほか、原則として5年間、保険医療機関等の再指定及び保険医等の再登録を受けることができないこととなる。

### 3 取消相当

本来、取消処分(保険医療機関等の指定取消、保険医等の登録取消)を行うべき事案について、保険医療機関等が既に廃止され、又は保険医等が既にその登録を抹消している等のため、これら行政処分を行えない場合に行われる取扱いであり、取消処分の場合と同様、取消相当である旨が公表されるほか、原則として5年間、再指定(再登録)を受けることができないこととなる。

(参考) 厚生労働省ホームページ：保険診療における指導・監査

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuhoken/shidou\\_kansa.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/shidou_kansa.html)